

宇都宮市自治基本条例を考える会議提言書検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 宇都宮市自治基本条例を考える会議の分科会の検討結果を受け、その内容を整理し、提言書の素案を検討するため、宇都宮市自治基本条例を考える会議提言書検討委員会（以下「提言書検討委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 提言書検討委員会は、委員8人以下をもって組織する。

2 提言書検討委員会の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 分科会世話人

(任期)

第3条 委員の任期は検討が終了するまでとし、欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 提言書検討委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、提言書検討委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 提言書検討委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 提言書検討委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 提言書検討委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係人の出席)

第6条 提言書検討委員会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 提言書検討委員会の庶務は、行政経営部行政経営課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか，提言書検討委員会の運営について必要な事項は，委員長が提言書検討委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は，平成19年12月1日から適用する。